

加古川市上下水道局設計共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市上下水道局が設計施工一括発注（Design Build）方式で実施する事業について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的に結成される設計企業の共同企業体（以下、「設計共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 対象事業は、志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）とする。

(共同企業体の組成)

第3条 設計共同企業体の構成員となる設計企業は、設計共同企業体の組成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。

(構成員の資格要件)

第4条 設計共同企業体を構成するすべての構成員は、志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）の募集要領及び要求水準書に定める設計企業の応募資格要件を満たさなければならない。

(構成員数)

第5条 設計共同企業体の構成員数は、3社までとする。

(出資比率)

第6条 構成員の出資比率は、次のとおりとする。

- (1) 構成員数が2社の場合は、10分の3以上
- (2) 構成員数が3社の場合は、10分の2以上

(代表企業の要件)

第7条 代表企業の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(設計共同体の運営形態)

第8条 設計共同企業体の運営形態は、構成員が対等の立場で一体となって業務を実施する共同施行方式とする。

(存続期間)

第9条 設計共同企業体の存続期間は、当該業務を公募型プロポーザル方式により競争を行わせた結果、加古川市上下水道局が契約を締結することとした設計共同企業体を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 設計共同企業体の存続期間は、契約に係る対象業務の完了後3月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても、当該業務にかしがあった場合には、各構成員は連帯してその責任を負うものとする。

(変更等の届出)

第10条 設計共同企業体は、当該契約期間中に次に掲げる事項に該当した場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 代表者を含む構成員が、次に掲げる事項に該当した場合

ア 法人が合併、破産その他の理由により消滅又は解散したとき。

イ 廃業したとき（一部廃業も含む。）。

ウ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の要件を満たさなくなるとき。

エ 合併、分割及び事業譲渡（営業譲渡）に伴う変更があったとき。

オ 営業形態又は法人形態の変更があったとき。

カ 法令上必要な資格について変更が生じたとき（従たる営業所に関して変更が生じた場合を含む。）。

キ 入札参加資格の全部又は一部を辞退するとき。

(2) 代表構成員が次の事項を変更した場合

ア 主たる営業所の所在地又は住所、電話番号及びファクシミリ番号

イ 商号又は名称

ウ 法人にあっては代表者の役職名及び氏名、個人にあってはその者の氏名

エ 従たる営業所（加古川市に登録されているものに限る。以下同じ。）の代表者の役職名及び氏名

オ 従たる営業所の名称、所在地又は住所、電話番号及びファクシミリ番号（従たる営業所の新設又は廃止を含む。）

2 前項の規定による届出に係る事項については、入札参加資格について（平成6年告示第210号）の規定を準用するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月15日から施行し、第9条第2項に定める設計共同企業体の解散をもって、その効力を失う。